

# 研究会規程

令和3年4月22日制定

令和7年7月31日改定

## (総則)

第1条 本規定は耐火物技術協会定款施行細則第25条に基づく研究会について、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 本研究会は、各分野の技術の発展に寄与することを目的とする。

## (業務)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため、次の各研究会を置き、耐火物に関する研究発表・討論・講習会・セミナー等を行うものとする。

- (1) 鉄鋼用耐火物研究会
- (2) 耐火物原料研究会
- (3) セメント用耐火物研究会
- (4) 環境と耐火物研究会

## (構成)

第4条 各研究会は有参加資格者であつて希望するものによって構成する。有参加資格者は以下の通りとする。

- (1) 鉄鋼用耐火物研究会は、耐火物技術協会会員および(一社)鉄鋼協会耐火物部会加入企業社員。
  - (2) 耐火物原料研究会は、耐火物技術協会会員、幹事長・副幹事長が推薦した耐火物原料関係者、原料関係のメーカー社員および学生。
  - (3) セメント用耐火物研究会は、耐火物技術協会会員、幹事長・副幹事長が推薦したセメント業界関係者、関連設備メーカー社員および窯炉会社社員。
  - (4) 環境と耐火物研究会は、耐火物技術協会会員、幹事長・副幹事長が推薦した環境炉業界関係者、公的機関に所属する者および関連設備メーカー社員。
2. 各研究会には耐火物技術協会会长が委嘱する幹事長、副幹事長を置く。
  3. 幹事長は、幹事会を設置する。
  4. 幹事は正・副幹事長が協議の上選出する。
  5. 幹事会の運営細目は別に定める。

## (任期)

第5条 各研究会の正・副幹事長の任期は2年とし、任期は原則として1期をもって限度とする。

(研究会参加者の権利)

第6条 各研究会参加者は各研究会会議に参加でき、発表・聴講できる。

(会議開催)

第7条 各研究会会議は、原則として年1回開催する。

(運営経費)

第8条 各研究会の活動に必要な経費は、各研究会会議参加者から徴収し、それに充てる。

2. 耐火物技術協会会員の便益を侵さないよう、非会員からは割り増した金額を徴収することを基本とする。

(著作権)

第9条 研究会報告書に掲載された記事についての著作権は、耐火物技術協会に帰属する。

(規程の改廃)

第10条 本規定の改廃は、理事会または常任理事会の決議によるものとする。

附則

この規定は、令和7年8月01日から実施する。(令和7年7月30日理事会決議)